

# 日本学生オリエンテーリング連盟におけるトレインと地図の利用に関する規則

## 第1条（目的）

- 1 本規則は日本学生オリエンテーリング連盟（以下、本連盟）におけるトレイン及び地図の利用に関して定める。
- 2 本規則は、本連盟に属する全ての者と、本連盟の管理するトレイン及び地図を利用しようとするすべての者に、明確に効力が及ぶ。

## 第2条（定義）

- 1 この規則では、地図の定義を、オリエンテーリング活動に使用するために、地表面の状況の特異な記号で詳細に記した、データもしくは印刷物とする。
- 2 この規則では、トレインの定義を、オリエンテーリング活動に使用するために、土地管理者や土地所有者、行政への渉外を通じて、オリエンテーリング活動を行えるように地図化した範囲の土地とする。

## 第3条（管理トレイン）

本連盟が渉外を管理するトレインを以下に示す。

- 1 本連盟が地図を販売しているトレイン
- 2 本連盟が地図を販売していないが、販売権を保持しているトレイン

## 第4条（地図のコピー規制）

- 1 本連盟の販売する地図のオリエンテーリング目的でのカラーコピーを原則として禁止する。
- 2 個人で所有する本連盟の販売する地図を、個人使用の範囲でコピーすることに関しては、この限りではない。

## 第5条（渉外情報の更新協力）

本連盟が管理するトレインにおいて活動を行なった者は、本連盟から提供された渉外情報との相違を確認した場合、本連盟に報告しなければならない。

## 第6条（活動の管理）

- 1 本連盟内の活動の届出について以下に定める。

1. 本連盟に属する者は、対抗戦、練習会などの諸大会を計画する際、本連盟事務局に届出を提出しなければならない。
2. 届出の書式は別に定める。

- 2 本連盟内の活動の報告について以下に定める。

1. 本連盟に属する者は、対抗戦、練習会などの諸大会の都度、本連盟事務局に結果を提出しなければならない。
2. 報告の書式は別に定める。

- 3 管理トレインにおける活動の届出について以下に定める。

1. 本連盟外の者が、本連盟の管理するトレインにおいて活動を行なう際、本連盟事務局に届出を提出しなければならない。
2. 届出の書式は別に定める。

- 4 管理トレインにおける活動の報告について以下に定める。

1. 本連盟外の者が、本連盟の管理するトレインにおいて活動を行なった際、本連盟事務局に報告を提出しなければならない。
2. 報告の書式は別に定める。

## 第7条（改正）

本規則の改正は、総会において加盟校総数の過半数の賛成を必要とする。

## 第8条（細則）

本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

平成26年3月10日制定

平成26年4月1日施行